

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 48 号

函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成
及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則
を定める条例の制定について

函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化
に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例を次の
ように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成
及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則
を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の
形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 10 条第
1 項の規定に基づき、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条
第 1 項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定める
ものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、工場立地法の例による。

(適用区域ならびに緑地および環境施設の敷地面積に対する割合)

第 3 条 この条例を適用する区域の範囲ならびに当該区域における緑地
および環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表
のとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
-------	------------------	--------------------

函館市港町2丁目36番のうち、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定に基づく函館港港湾計画において定められた港町地区の港湾関連用地の区域	100分の1以上	100分の1以上
--	----------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

工場立地法の規定により公表された工場立地に関する準則に代えて適用すべき準則を定めるため